

令和4年3月 第1回佐々町議会定例会 会議録（3日目）

1. 招集年月日 令和4年3月8日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和4年3月10日（木曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副町長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総務理事兼 総務課長	山本勝憲君	企画財政課長	藤永大治君	税 務 課 長	藤永尊生君
住民福祉課長	今道晋次君	保険環境課長	水本淳一君	建 設 課 長	山村輝明君
産業経済課長	金子剛君	水道課長	安達伸男君	会 計 管 理 者	大平弘明君
教 育 次 長	井手守道君	農業委員会事務局長	橋川貴月君		

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本典子君	議会事務局書記	濱野聡君

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第23号 佐々町敬老年金支給条例廃止の件

日程第3 議案第24号 佐々町敬老祝金支給条例の一部改正の件

日程第4 議案第25号 佐々町私債権管理条例制定の件

日程第5 議案第26号 佐々町営住宅条例等の一部改正の件

日程第6 議案第27号 佐々町営住宅条例等の一部改正の件

日程第7 議案第29号 佐々町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件

日程第8 議案第30号 令和3年度 佐々町一般会計補正予算（第17号）

- 日程第9 議案第31号 令和3年度 佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第10 議案第32号 令和3年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第11 議案第33号 令和3年度 佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第12 議案第34号 令和3年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）

9. 審議の経過

（10時00分 開議）

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

今日は、令和4年3月第1回佐々町議会定例会本会議の3日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定によって、4番、永田勝美君、5番、長谷川忠君を指名します。

これから議案の上程を行います。質疑、討論、採決の順で進めていきます。

— 日程第2 議案第23号 佐々町敬老年金支給条例廃止の件

日程第3 議案第24号 佐々町敬老祝金支給条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、議案第23号 佐々町敬老年金支給条例廃止の件、日程第3、議案第24号 佐々町敬老祝金支給条例の一部改正の件、以上の2件については関連がありますので、一括議題とすることに異議ありませんでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第23号、議案第24号の2議案は一括議題といたします。

町長が議案第23号と議案第24号の2議案のかがみ朗読と提案理由の説明後、住民福祉課長から各議案の説明をお願いいたします。その後、各議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

それでは、執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第23号 朗読）

（議案第24号 朗読）

以上の2議案につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

今回の敬老年金支給条例と敬老祝金支給条例につきましては、一体的に見直しを行うということでございまして、敬老年金支給条例を廃止し、敬老祝金支給条例の一部を改正するものでございます。

まず、提案理由にもありますように、これまで毎年9月1日を基準日として75歳以上の方に3,000円、80歳以上の方に5,000円を支給してきましたこの敬老年金につきましては、廃止をするというものでございます。

その見直しとしまして、現在100歳のお祝いのみとなっていた敬老祝金の支給条例でございますけれども、これを77歳に1万円、88歳に3万円、99歳に10万円ということでの支給とするよう改めるというものでございます。

今申しますように、これまで100歳のお祝いで8万円ということで支給をさせていただいておりましたけれども、これは見直す形になります。この条例には出てまいりませんが、100歳になられた方には記念品をお送りする形で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

今回の見直しにつきましては、提案理由にもありますように、健康寿命が男性で78.2歳、女性で84.1歳というデータもございまして、一律の年金としてでの支給ではなく、お祝金としての支給に改めたいというふうに考えているところでございます。

また、県内の市町におきましても、75歳以上の方に一律支給をしているというのが1町、小値賀町のみというふうな状況もございましたので、こういった状況も踏まえて今回見直しをさせていただくところでございます。

それでは、お手元の議案第23号のほうを1枚めくっていただければというふうに思います。佐々町敬老年金支給条例を廃止する条例。

佐々町敬老年金支給条例（昭和26年佐々町条例第9号）は廃止する。

附則。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

まず、23号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案書、議案第24号をお願いしたいというふうに思います。

1枚めくっていただきまして、1ページ目でございます。

佐々町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例。

佐々町敬老祝金支給条例（平成20年佐々町条例第14号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

以上、1ページ目のほうに改正前、改正後、新旧対照ありますけれども、先ほど御説明をさせていただいたようなところでございまして、第2条のところを支給対象者のところに節目となる満年齢77歳、88歳、99歳ということで明記をさせていただいております。

基準日につきましても、本町に住所を有する者で、通算して1年以上本町に住所を有した実績がある者というふうな形で整理をさせていただいております。

また、祝金の額、第3条でございますけれども、これまで100歳の方のみのお祝いでしたので8万円となっておりますけれども、これを満年齢77歳、88歳、それと99歳ということで、1万円、3万円、10万円というふうな形に今回改正をというふうに考えているところでございます。

第4条の基準日でございます。祝金の支給基準日については、次のとおりとするということで、77歳、88歳につきましては、基準日はこれまでどおり9月1日というふうに考えております。第3条の満年齢99歳につきましては、こちらにありますように支給対象者は誕生日を基準日というふうにさせていただければというふうに考えておるところでございます。

それから、第5条は支給の通知でございます。

第6条が受給権の消滅というところ。

それから、第7条が支給の特例ということで、今回それぞれの見直しを行っているところでございます。

附則。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

執行の説明が終わりました。

これから、議案第23号 佐々町敬老年金支給条例廃止の件について質疑を行います。
4番。

4 番（永田 勝美 君）

私は、今回の改正については全体として非常に、突然出されてきて検討が全体として不十分なのではないかと印象を持っております。それです、敬老年金としてきたものと、それから敬老祝金としてきたものと、その性格というのはどういうふうになっているのか。本来、その目的が違うのではないかと、年金と祝金は目的が違うのではないかと、それについて一つ説明をいただきたいということと、それからもう一点は、今回の改定にあたって、高齢者の関係団体や識者の御意見というのはいかがになっているのかと。いわゆる受給対象となる方々からの御意見というのはいかに聴取されているのかということなのです。

それから、今回の改正がもし行われた場合に、100歳の方には記念品という、99歳の方には10万円を支給するとなっているんですけども、例えば今年度、これは4月1日から施行ですけども、誕生日が4月1日、4月3日なり、4月が誕生日という方について、新年度になると100歳になるわけです。だから99歳ではないので、100歳なので記念品のみの給付ということで、いわゆる敬老祝金、従来行われていた8万円はなくなって支給されないの、敬老祝金はもらえず、記念品だけということになります。同様に、同じく77歳、88歳の方々についても同様の問題というのは起きてくるのではないかと。いわゆるそういう今回の条例改定に伴う特例といえますか、不利益回避措置というのはいくらあるのかということが2点目。

3点目は費用という点で、従来、75歳以上の方々に支給してきた敬老年金の総支給額、それから100歳の方に支給してきた祝金の8万円、総支給額と、現時点での新年度からこれがどうふうになるのかということについて、費用がどうふうになるのかということについてお答えいただきたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

最後の費用についてのところですけども、令和2年度の決算でいきますと、敬老年金が758

万5,000円ですから大体750万の決算です。敬老祝金が64万円の決算というふうになっております。今回の見込みでは、これが約400万程度下がる見通しを立てているところでございます。

それから、3点目に質問がありました100歳になられる方が、もちろん77歳、88歳も同様でございますけれども、4月に誕生日を迎えられる、いわゆる年度を越えて、制度が変わった後でそういったお祝いの年齢になられる、100歳になられる方、若しくは77歳になられた方が今度は78歳になられるとか、そういったことでの年度間のひずみみたいなどころでの特例措置というふうなことでございますけれども、現時点ではそういった方の特例措置、救済措置というふうなことは、今のところは準備はしておりません。こういった制度改正に応じては、こういったことも生じてくるのかなというふうには思っているところではございますけれども、現時点では救済措置、特例ということは設けていないところでございます。

それから2点目に御質問がありました、今回の見直しにあたって意見を、様々な関係機関なり、対象者の方に意見を聞かれたのかということでございますけれども、具体的には意見聴取は行っておりません。町内会長さん方との話は、この数年ずっと、年金の支給にあたっていろいろお話は聞いたところではございますけれども、賛否いろんな意見があったというふうに私どもは感じているところではございますけれども、今回制度改正をするということになれば、4月以降、町内会長さんをはじめとして様々な形で、このように制度を見直したところですよというふうな説明をしっかりとしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから1点目、最初に御質問がありました、敬老年金と敬老祝金のところの目的ですけれども、高齢者がまだ、そう多くなかったときの制度でそれぞれ組立てをされたというところがございます。

それから敬老祝金については、年にお一人出てくるかどうか、本当に100歳というそういう年齢に達した高齢者に対しての敬愛を示し、長寿を祝福するというふうな形で敬老祝金は設けられておったかというふうに思います。

敬老年金につきましても、長年、地域経済も含めた社会を引っ張ってきていただいた方への思いということを示す形で、敬老年金の制度があったかというふうに思いますけれども、今回そこを見直す形で、御承知のとおり高齢化率も年々上昇している、近隣の自治体と比べれば、まだ佐々町はそこまで高くはないのかもしれませんが、上昇してきているというようなこともございますので、そういったところでの敬老祝金、節目での支給というふうな形で見直させていただいているところでございます。

目的が達成し、今回、敬老年金を廃止するというふうな見方とは若干異なるかもしれませんが、一律で支給をさせていただいていたその制度を見直し、今回、お祝金としての整理にさせていただいたというところでございます。御理解をいただければと思います。よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

実は敬老年金の廃止というのは、先ほどの御説明にもありましたように、県内の各市町でもそういう状況というのはあるわけです。ですから、年齢構成の変化だとか、社会状況の変化について、それをずっと一律にいつまでも保たんといかんというふうには、私も考えないわけではありますけれども、例えば、私が以前に住んでおりました長崎市などでは、年金が廃止されたときに、やはり高齢者の方々から、私たちはもういらんと言われているのかというふうに、そういう声が上がった、要するに、非常にそういった意味では、今まで受けていたものがなくなったということについては、やっぱりそれを受けていた方々の、金額の問題じゃなくて、何と

どうか、喪失感というのは語弊があるかもしれませんが、そういった意味では、自分たちに対しては非常に粗末に扱われているような気がしましたという意見が大変多くて、やはりかなりそのことをめぐって混乱をしたというような状況もありました。私もそういった意味では、なくなるということを提案されていますということで、何人かの方にお聞きしたんですけども、中には、いや、そんぐらいのお金はいらんと言う方もおられます、確かに。しかし現実には、今まで支給しよったのをわざわざなくすとやったら、よっぽど町の財政もきつかったやろうねみたいな話が、かなり好意的な話で理解を示す方もおられる一方で、やっぱり非常に冒頭で紹介したような方もおいでになるわけです。そういう中で、私はやっぱり今回の関係団体への説明というのをまず最初にきちんとやって、そして理解を得るということが重要ではないかと思うんです。そういった意味では、例えばその費用についても、従来800万ぐらいかかったのが、今回400万ぐらいに、半分になるわけですから、費用を削減しましたと、そして、この分についてはこういう施策に振り替えてやっているんですというようなことも含めて、きちんと説明をしないと、やはり住民の理解というのは得られないのではないだろうかというふうに思います。

あわせて、新年度でことし100歳になる方が、去年はもらえずに、もともとだったら100歳になったら8万円のお祝いもらえるようになっていた方が、ことしは今度はもらえないと。1個年下の99歳の方は10万円をもらえたと。これはやっぱりどう見ても対応としては、やっぱりきちんとそういった方々のお気持ちに寄り添う対応というのが要るのではないだろうか。そういったことを考えますと、もう少し内容的に検討をしていただいて、そして条例としては今回は見送って、もうちょっと慎重な議論をしていただくというのがよいのではないかと思います。町長、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
確かに永田議員がおっしゃられるように唐突だということかもしれません。しかしながら、やはり財政的にもかなり厳しいし、それからこの財源を別の高齢者の方の財源に振り分けたいということ、これを減らすわけではないんですけど、財源を振り分けたいと考えているものから、そういうことで一体となって、やはり高齢者の支援というのはやっていかなければならないと。

ただ、先ほど2番目の問題の件については、やはり町としては善処というか、よく考えて、そこは対処しなければならないと思っていますので、どちらにしましても、もう少し、先ほど課長が申しましたように、これが決まりましたら、やはり関係課、関係の団体とか何かによく説明をして理解いただくようにやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかにございませんでしょうか。
1番。

1 番（平田 康範 君）
この条文を見て、例えば8条と、24が後ですね。

議 長（淡田 邦夫 君）
はい、そうです。まずは23です。

質疑もないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。（永田議員「議長、関連して一括審議だから、24号に係る質問もあっていいんじゃないですか。」）それで、後、24号は一応するようにしております。

（永田議員「いや、関連するわけだから、審議が先がないといかんじゃないんですか。」）24号、23号で一回——（永田議員「いやいや、採決はいいんですけど、審議は一括でやると言われたから、24号なら24号に係る審議も先に進めたらどうでしょうか。」）分かりました。

1 番。

1 番（平田 康範 君）

24号の第6条の2項に、「第8条に規定する支給の特例が適用できず、祝金を受給できる者がいないとき」とうたっておりますよね。それで、ここの下のほうの第8条とこれがつながってこないんじゃないかなと思うんですけどどうなんですか。これ、7条じゃないですか。7条に規定するあれじゃないですか。7条が支給の特例でしょう。8条に規定する支給の特例が適用できずとなっていますけど、これは7条の支給の特例じゃないですかね。8条は特例じゃないでしょう。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します。

（10時24分 休憩）

（10時26分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

大変申し訳ございません。今御指摘の第6条の1項2号に係る部分の、第8条に規定する支給の特例でございますけれども、すみません、私どもの提案のミスがっております。

第7条の支給の特例ということになりますので、訂正をさせていただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）

それでいいでしょうか。

（「はい。」の声あり）

差替えということでさせていただきます。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

2 番。

2 番（川副 剛 君）

確認なんですけれども、100歳の方は3万円の記念品があると、この間委員会でお聞きしたんですけども、記念品の内容はその後検討されたのかなというのを確認したいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

今の御質問の100歳の方への記念品ですけれども、まだ最終的な整理はできておりませんで、今、内部で協議をしているところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

100歳の方が使われる、結構限られていると思いますので、実用的なものを差上げるべきだと思いますので、意見として述べておきます。（住民福祉課長「ありがとうございます。」）

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

この年金を、みんな多いところは町内会が、もう役員が全部総出して配っているんですよね、年金のところは。

ですから、やっぱりその人たちが配った中で、その関係者の75歳以上の人たちがどう思っているか、そういったものをちゃんと把握しながら、こういう事業は進めていかんばいかんちゃんなかろうかね。

今まで一生懸命努力して町内会長をしているんですよね。それも聞かずに、こういう状況であれば、ちょっともう少し検討する余地はあるんじゃないかと。

それと、また、こういう見直しでなくても、例えば80歳が平均年齢なら、寿命の年齢なら、そこから全員やってもいい、そういうやり方もありますので、もう少し研究して出されたらどがんかなと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかに質疑ございませんでしょうか。大切な今後のやっぱり大切な問題だと思いますので。町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、橋本議員がおっしゃることはもっともだと思いますけど。やはり75歳以上の方に、これを廃止しますよと聞いたら、これは絶対もらうと言われるんですよ、全部ですね。もらいたいと、必ず言われるわけです。

ただ、全体的な財政も考えて、町としては節目支給をやりたいと、そういうことで、そのお金の、例えば財源については、別の高齢者支援に使わせていただきたいということでお願いをしたいということで考えておまして、先ほど申しましたように、課長のほうが申しましたように、これで決まったら皆さん方によく説明して、納得させていただくような説明をしなきゃならないと思っていますので。

どちらにしましても、やはりこういう高齢化社会になれば、75歳以上、私も今年から75歳になるわけでございますけど、やはり75歳以上の方がたくさんいらっしゃって、なかなか財源的

にも厳しくなるわけですね。だから節目支給をということで町としては考えたということで、御理解をいただければと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

第23号について反対討論を行います。

内容的には、やはりもともと目的としてきた高齢者に対する敬愛の気持ちを示すものという御説明もありましたが、じゃあ、なくすことによってそういう敬愛の気持ちがなくなったのかというふうに言われても仕方がないと。

なぜかという、要するに事前の説明なしに一気にやっぱりやってしまうというやり方が、やっぱりよくないと私は思います。

そういう点で、町の財政事情や様々なことについては、説明すれば理解いただけることもたくさんあるのに、それを聞かないで、事前にやっぱりきちんと手続きを踏まないでやるということは大変問題があるという意味で、条例の改廃に係る手続きに瑕疵があるというふうに私は考えております。そういう理由で23号については反対というふうにしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

賛成討論をいたします。

提案理由にありますように、平均寿命が80歳を超える超高齢化社会を迎え、今後も平均寿命の延伸と高齢人口の増加が見込まれていることに伴ったということで、苦渋の選択を執行側はされているものと思います。

原課課長のほうも、町内会長等との御意見も様々ないただいた中で、制度のあわせた改正を行うということで、やむを得ず敬老年金を節目祝金のほうに改正されると。他の自治体も同様な状況にあると。

また、財源につきましては、いわゆる予算的には少なくなるわけですが、その分については、今後、現在行われている佐々町独自のタクシー助成等の制度運用の改正が予定され、その分のほうの手当で高齢者の方々に寄り添う改正というのが予定されております。そういった財源に使われるということをお伺いしておりますので、今回廃止はやむを得ないというふうに判断いたします。

賛成討論とさせていただきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第23号 佐々町敬老年金支給条例廃止の件は、原案のとおり可決することに賛成の方は

起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

議案第24号に移ります。

これから24号の討論を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

第23号が廃止ということになりましたけれども、あわせて、やはり説明責任が果たされていないということと同時に、やはり、今の特にコロナ禍で、この実際に使っておられるお金というのは、支給されたお金何に使っておられるのかということ、要するに敬老の日というか、9月に支給されますよね。そういった方々が、町からくるお金を孫の小遣いにやるのだと、これを楽しみにしているんだというふうに言われる方もいらっしゃるんですよね。そういう皆さんの思いとかっていうのに対してどういうふうにお応えになるのかと。

確かに様々な町の財政事情や、あるいは高齢化の問題でそういう変化があるということは理解しますけれども、じゃあ、そういった方々の思いにどういうふうに応えますかということについて、町長お答えいただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

討論の中で、質疑はちょっとすみません。そういうことで。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

私はそういった方にやはり説明するということが事前になされていないと。町内会長の意見を聞いたという意見もありますけれども、賛否あったということなんですよ。じゃあその上で、なぜそういうふうにするのかという点では、やはり町民にきちんと説明をした上で、町民の意思を聞いて対応するというのが筋道だというふうに思います。

そういう町民の理解が得られないから説明しないでやりますというようなやり方は、これはやっぱり町の行政の運営にあたってはやっぱり許されないというふうに思います。

以上で反対です。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

賛成討論いたします。

23号でも申し上げましたとおり、平均寿命に対する町の施策、高齢化社会を迎えた、今後も増加が見込まれるという中で、様々な高齢者に対する支援が考えられます。タクシー助成もしかり、そういった助成に財源を当てられるという方針での苦渋の改正だと。

しかしながら、節目節目の祝金の支給については改正をして行きたいという趣旨でありますので、賛成討論とさせていただきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第24号 佐々町敬老祝金支給条例の一部改正の件は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

— 日程第4 議案第25号 佐々町私債権管理条例制定の件
日程第5 議案第26号 佐々町営住宅条例等の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第4、議案第25号 佐々町私債権管理条例制定の件、日程第5、議案第26号 佐々町営住宅条例等の一部改正の件、以上の2件については関連がありますので、一括議題とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第25号、議案第26号の2議案は一括議題とします。町長が、議案第25号と議案第26号の2議案のかがみ朗読と提案理由の説明後、建設課長から各議案の説明をお願いいたします。

その後、各議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

それでは、執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第25号 朗読）

（議案第26号 朗読）

いずれも建設課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

まず資料のほうをお願いいたします。建設課資料（議案第25号）となっております。

私債権管理条例についてということで、1、制定の趣旨といたしまして、まず債権管理とは、債権が発生してから消滅するまでの一連の事務手続をいい、債権発生時に行う納入の通知や台帳の作成、管理、滞納となった場合の督促や徴収手続などを指しております。

債権管理を適正に行うことは、町民負担の公正性の確保と健全な財政運営につながると思います。

コンビニ納付導入により利便性向上などの取組により、徴収率の向上につながる一定の成果

を期待しているところではありますけれども、一方で、徴収不能な債権の整理などの課題が存在しております。

特に、私債権につきましては、消滅時効において債務者にある時効の援用を要することや債権放棄に議会の議決を要するなどの理由から、機動的な対応が難しく、効率的な管理手続の検討が課題となっております。

こうした課題に的確に対応し、債権管理の適正化を一層図るために私債権管理条例を制定したいと考えております。

次に、2の条例の概要ということで、町の私債権を適正に管理するため、台帳を整備することや、ほかの債権が保有する個人情報や事務遂行に必要な限度で共有すること、履行期限までに履行されない納付義務者に対する措置、徴収が困難な私債権の放棄について記載させていただいております。

裏面をお願いいたします。

規定内容についてですけれども、第1条の目的でございますが、町の私債権の管理の一層の適正化を図り、公正かつ健全な財政運営に資することを目的として規定しております。

次に、第2条の定義でございますが、私債権は地方自治法第240条第1項に規定する金銭の給付を目的とする町の権利のうち、税などの公債権を除いた私法上の原因に基づいて発生する債権であることを示しております。

2ページをお願いいたします。

次に、第5条の台帳整備でございますが、これは町の私債権を適正に管理するため、台帳を整備する旨を規定しております。

台帳への記載内容につきましては、施行規則において私債権の名称、債務者の氏名及び住所、私債権の状況を記載することに規定しております。

3ページをお願いいたします。

次に、第6条の債務者に関する情報の利用でございますが、私債権が履行期限までに履行されない場合において、町の私債権の管理に関する事務を効率的に行うために必要であると認めるときは、税情報など、法令等により情報提供に関する制限があるものを除き、町の債務者の情報を各課で共有できる旨を規定しております。

5ページをお願いいたします。

次に、第9条の遅延損害金でございますが、私債権に係る督促をした場合において、履行期限の翌日から遅延損害金を徴収できる旨を規定しております。

利率につきましては民法の法定利率で加算することと指定しております。

令和2年度以降の法定利率は年3%の割合となっております。

8ページをお願いいたします。

第13条の私債権の放棄でございますが、この条項は当該債権とこれに係る督促事務手数料、遅延損害金を放棄できる場合を規定しております。

この規定によりまして、本来、私債権放棄は自治法第96条第1項第10条に定める権利の放棄に当たりますので、議会の議決事項でございますが、自治法上では条例に特別の定めがある場合を除くと規定されておりますので、規則を定めることにより、債権放棄が議会を得ずに可能になるものでございます。

それでは、私債権が放棄できる場合を各条項ごとに説明させていただきます。

1号では、生活保護を受給される方や申請はしていないが生活保護が受けられる所得状況であり、資力の回復が困難で、履行の見込みがない場合に適用になります。

2号では、破産法により破産した方が対象になります。

3号は、本来私債権では時効期間が経過しても時効の援用はしないと時効が成立せず放棄できませんが、消滅時効に係る時効期間が完了したということで、時効消滅に該当する場合、適

用になります。

4号では、第10条で規定する強制執行などを行っても、なお債務者が無資力状態にあり、資力の回復も見込めない場合が適用となります。

5号では、徴収停止を行って相当な期間が経過しても、債務者が無資力状態にあり、資力の回復が見込めない場合が適用となります。相当の期間は、規則第7条で1年以上と規定をしております。

6号は、債務者が死亡、失踪、行方不明やそのほか、これに準ずる事情がある場合に適用となります。

条例の規定内容につきましては以上となります。

10ページをお願いいたします。

規則につきましては、私債権管理の施行に関する必要な事項を定めていただいております。

資料戻りまして、表に戻りまして、3、その他関連事項につきましては、次の議案第26号の関連条例の一部改正についてで御説明させていただきます。

それでは、議案のほうを朗読させていただきます。

佐々町私債権管理条例。

目的。第1条、この条例は、町の私債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、その管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ健全な行財政運営に資することを目的とする。

定義。第2条、この条例において私債権とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条第1項に規定する金銭の給付を目的とする町の権利のうち、私法上の原因に基づいて発生する債権をいう。

他の法令との関係。第3条、町の私債権の管理に関する事務の処理については、法令又は条例若しくはこれに基づく規則等（以下「他の法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

町長の責務。第4条、町長は、他の法令等の定めるところにより、町の私債権を適正に管理しなければならない。

台帳の整備。第5条、町長は、町の私債権を適正に管理するため、規則で定めるところにより台帳を整備するものとする。ただし、当該町の私債権の性質上特にその必要がないと認められるときは、この限りでない。

債務者に関する情報の利用。第6条、町長は、私債権が履行期限までに履行されない場合において、町の私債権の管理に関する事務を効率的に行うために必要であると認められるときは、町の債権に係る債務者の情報（地方税法（昭和25年法律第226号）第22条の秘密に該当する情報を除く。）を同一の実施機関（佐々町個人情報保護条例（平成17年条例第2号）第2条第2号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）内又は実施機関相互において、収集した目的以外に利用することができる。

2、町長は、前項の規定により利用した情報を当該町の私債権の管理に関する事務以外に利用してはならない。

督促。第7条、町長は、町の私債権について、履行期限までに履行しない者があるときには、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第171条の規定により、規則で定める期限を指定してこれを督促しなければならない。

督促事務手数料。第8条、町長は、私債権に対する督促に関し、事務手数料として、督促状1通につき100円の督促事務手数料を徴収することができる。

遅延損害金。第9条、町長は、第7条の規定により町の私債権に係る督促をした場合においては、履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、当該債権の額に当該債権の契約に定める割合（契約に定めのない場合は、履行期限の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率）を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を当該債権の元本

に加算して徴収することができる。

2、前項の遅延損害金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる納付金額に1,000円未満の端数があるとき、又は納付金額が2,000円未満であるときはその端数の金額又はその全額を切り捨てるものとし、遅延損害金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときはその端数の金額又はその全額を切り捨てるものとする。

3、第1項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4、町長は第7条の履行期限までに履行しなかったことについて、やむを得ない事由があると認める場合においては、第1項の遅延損害金を減額し、又は免除することができる。

強制執行等。第10条、町長は町の私債権について、第7条の規定による督促をした後、相当期間を経過してもなお履行されないときは、令第171条の2の規定により、次に掲げる措置を執らなければならない。ただし、次条に規定する措置を執る場合又は第12条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

1、担保の付されている町の私債権（保証人の保証がある私債権を含む。）については、当該町の私債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続を執り、または保証人に対して履行を請求すること。

2、債務名義のある町の私債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続を執ること。

3、前2号に該当しない町の私債権（第1号に該当する私債権で同号の措置を執ってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

徴収停止。第11条、町長は、町の私債権であって、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、令第171条の5各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる——

議 長（淡田 邦夫 君）

皆さんにちょっとお諮りします。議員の皆さんに。

今、建設課長が提案理由ということで全部読んでおりますけれども、各自、議員さんでいいか、このまま建設課長のほうで朗読してもらおうか。

（私語あり）

そしたら、朗読をお願いします。

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

徴収停止。第11条、町長は、町の私債権であって、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、令第171条の5各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

履行延期の特約等。第12条、町長は、町の私債権について、令第171条の6第1項各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該町の私債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

私債権の放棄。第13条、町長は、町の私債権が、次の各号のいずれかに該当する場合におい

ては、当該債権、これに係る損害賠償金等を放棄することができる。

1、債務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準じる状態にあり、資力の回復が困難で、当該町の私債権について、履行の見込みがないと認められるとき。

2、破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該町の私債権について、その責任を免れたとき。

3、当該町の私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。

4、第10条に規定する強制執行等又は令第171条の4に規定する債権の申出等の措置を執った場合において、なお完全に履行されなかった当該町の私債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。

5、令第171条の5に規定する徴収停止の措置を執った当該町の私債権について、当該徴収停止の措置を執った日から相当の期間を経過した後においても、なお債権者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。

6、債務者が死亡、失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、町長が徴収の見込みがないと認めるとき。

委任。第14条、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則。施行期日。1、この条例は、公布の日から施行する。

経過措置。2、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた令第171条の規定による督促は、第7条の規定により、令第171条の2の規定による措置は第10条の規定により行われたものとみなす。

3、第13条の規定は、施行日前に発生した私債権及びこれに係る損害賠償金等の権利についても適用する。

以上でございます。

続きまして、議案第26号 佐々町営住宅条例等の一部改正の件について説明させていただきます。

佐々町営住宅条例等の一部改正につきましては、先ほど議案第25号の佐々町私債権管理条例制定の件で、条文の中に遅延損害金に関する規定を定めておりますので、関連条例の佐々町営住宅条例と佐々町特定公共賃貸住宅条例に規定をしております延滞金という文言を遅延損害金に訂正するものでございます。

議案をお願いいたします。

佐々町営住宅条例等の一部を改正する条例。

第1条、佐々町営住宅条例（平成9年佐々町条例第24号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

新旧対照表を御覧ください。

第18条が督促、延滞金の徴収となっておりますものを、督促、遅延損害金の徴収に改め、第18条第2項の条文につきましては、延滞金の加算方法を定めていたものを、佐々町私債権管理条例に定めるものというふうに改正となります。

次ページをお願いいたします。

第2条、佐々町特定公共賃貸住宅条例（平成9年佐々町住宅条例第25号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等につきましては朗読を割愛させていただきます。

こちらの条例は、口石団地の特定公共賃貸住宅規定した条例となりますけれども、第17条について、先ほど説明したものと同様の改正内容となります。

附則。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

15分まで暫時休憩といたします。

しばらく休憩します。

（11時06分 休憩）

（11時14分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この質疑においては、議案第25号、26号、同時に行いますので、よろしく願いいたします。

これから質疑を行います。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

この債権管理条例につきましては、私の一般質問で早期に提案して、未収金について処理をするようにしておりました。しかし、今回、1日の所管事務調査で一応、見てみましたが、ちょっとなかなか債権の放棄、十何条かありましたけれども、これについてちょっと疑義があるものですから質問をさせていただきます。

まず、提案理由の前回の調査で永田議員が、提案理由が、その管理の一層の適正化というののもちょっと疑義がありまして、やはり目的は徴収なんです。集めることが目的ですから、やはり提案理由としては、それが望ましかったのではないかと、これはもう提案していますから修正はきかんと思いますが、取るためにいかに管理していくかということが目的だということ。

それからあと、台帳整備の第5号ぐらいあったんですかね、いろいろ整備していくということなんですけども、台帳の記載についてはどのような項目を記載してあるのか、先ほど3つばかり言われましたけど。今までの管理台帳をみなす規定で規則のほうに書いてあるようですけども、債権の名称、発生日、履行期限とか、いろいろおっしゃいましたけど、この、みなし規定の債権管理台帳ですと行くものか、改めて保証人の関係が記載してあるのか。今まで収めた処分をした経過、そういうのを書いてあるのか。それがないと徴収の台帳を作っても経過が分からないから、債権の放棄をする場合には把握できないのではないかとちょっと心配するものですから。今、条例をつくった後の実務的なことを質問しております。

そして、さっき一緒に住宅関係につきましては、施行日が4月1日となったけど、この債権管理条例については施行の指定「施行の日から」としてある。この整合性が合わない。これはなぜかと。本当は4月1日にしてよかったのではないかと、その理由があったのかどうか、それをまず聞きたいですね。

それからもう一点は、督促の件なんですけど。わざわざこの条例に督促料というのを記載してありますね、第何条かに、100円取るように。そしたら督促について、もう取らなくていいんじゃないかと私は思っておるものですから、督促を出せば、その納入状況などもチェックしていかなくちゃいけないという問題があるわけです。

果たして銀行とかコンビニとか、督促取ってそこまでチェックしているかという疑問

が湧いたもんですから、そこはちゃんとやっているのか。コンビニでもそれが遅れて収めた方の「はい、督促が入っていますよ」とコンビニは果たして取っているのかどうか。これはほかの税目全部関係するんですけども、そこら辺の検討はされたのかどうか。たくさんありますからですね。

それから条文の中で、議決事項の分を債権の放棄ということで書いてあるもんですから、所管の事務調査では委員会に報告しますって流してあったもんですからね。やはり、この条文の中に、議会に報告する条文を、債権放棄の1条でいろんな項目が書いてありますけども、第2項に議会に対する報告事項の条文を入れるべきじゃないかと私は考えます。

それから、もう一つ、総務理事のほうから調査のほうに言ってありました、訴えの提訴とか和解とかいろいろありましたですね。それは議会上程ということでありましたけど、これについても、やはりこの条文に私は入れるべきじゃないかという判断をしております。町長の指定に関する条例について運用していくとか、そのように書くべきじゃないかと私は思っております。第一法規さんのあれを聞いてこれがいいと言われたといえますから、それはそれで結構なんですけど、私自身はそのように議会に対する担保が欲しいわけです。どういう経過で権利の放棄をしたのかというのを。時効の援用、御存じだと思いますけども、時効の援用はどうしていくのか。本人に会えないとか、亡くなっている方に対してどのように担保していくのか、時効の援用ができるのか。まず、保証人から取っていく、あとは亡くなった場合は相続人から取っていく、その過程においてどうしても資力がなくなった場合は、多分6項か何項にありますから、その手続きについての明白なあれを、理解を私ができないものですから。規則でどうしているのか、この条例の各条文の中でいろんなことが書いてあります。施行令第何条の規定により、規定により、規定によりとずっと書いてあるわけです。それならこの規定のそれぞれの項目を、規則とか要綱とかでどのように処理していくのかというのを示してもらわんと、この条例がもし施行の日からなった場合は、3日かきょうか分かりませんが、実際に確定するわけですかね。そこら辺ちょっと懸念されるもんですからずっとお尋ねしよっとですけど。

そしたら、よう分からんですけども、昔住宅の徴収に行くときは徴収の職員証を持たんで行きよったもんですから、そこら辺の関係はどうなっていくのかなとか、行ってもらえるのかですかね。そこら辺の検討はどうなさったのか。実務的にちょっとお尋ねしよっとです。これはこれで該当する項目は入っていると思うんですけども、そこら辺の小さいところですかね、実際に施行になった全てそろそろとかんばわけですかね、手続とか、本人が放棄する、該当になったその申請書をどうするか。そがんとは揃えとるのかなと思うわけですよ。そこはやはり余裕を持って6月1日からするとか、そういう条例の提案をしてほしかったなと思います。そういうことで、まだたくさんあつとですけど、まず分かった範囲で答弁願います。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

すみません。ちょっと件数が、質問が多いものですから、ちょっとまとまさせてもらって、休憩をとらせていただいでよろしいでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

分かりました。

しばらく休憩します。

（11時22分 休憩）

（11時44分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

現在、9番議員の質疑の最中ではありますが、休憩もとった状況で、かなり詳細な慎重審議が必要ではないかというふうに私自身は判断します。これは債権放棄に関わる部分については、首長に委ねるという部分についても重要な事項でありまして、慎重に審議する必要があると私自身考えますので、ここで動議を申し上げ、付託審査、付託審議にさせていただけないかという事で動議いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ただ今、阿部議員から25号、26号についての付託ということがありました。

須藤議員それでようございますでしょうか。

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

今、債権管理条例で質問の1問をしたばかりでございますが、担当委員会において付託の件でよろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

付託に関する動議は1人以上の賛成者があれば成立いたします。

採決を行います。

この動議のとおり、所管委員会へ付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第25号、26号については、所管委員会へ付託することに動議は可決されました。

— 日程第6 議案第27号 佐々町営住宅条例等の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

続きまして、日程第6、議案第27号 佐々町営住宅条例等の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第27号 朗読）

中身につきましては建設課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

それでは、議案第27号 佐々町営住宅条例等の一部改正の件について御説明をさせていただきます。

まず資料のほうをお願いいたします。建設課資料、議案第27号となっております。

表紙に改正概要とございますが、令和4年度から町営住宅の共益費の改定を予定していることに伴い、入居者の費用負担義務を規定している条文の改正を行うものでございます。

改定の経緯といたしましては、令和2年度に実施いたしました町営住宅の外壁改修工事にあわせて団地内共用部のLED化工事が一部完了したことによって、毎月の電気代が以前と比較して安くなったことから、今回の見直しを開始したものでございます。

資料の3ページをお願いいたします。

共益費徴収に係る現状の問題点ということで、3つ記載しておりますけれども、まず1つ目が、先ほど言いました電気代などが現在の使用状況に対し、実態に見合っていない金額設定となっている点でございます。こちらは、先ほどの見直しの経過でも御説明しましたとおり、LED化により現在の毎月の電気代が以前と比較して安くなったことに起因するものでございます。

続きまして、2点目でございますが、消防設備やエレベーターの保守点検、高架水槽清掃などの維持管理費用も共益費にかかっていたという点でございます。こちらは、条例上の問題はありますが、改正を行う中で県内他市町を調べましたところ、県を含めて全ての市町が行政側が費用を負担をしておりましたので、本町だけが入居者負担となっていることが分かりました。その点からも本町は他市町と比較して入所者の負担が大きい状態となっております。

3点目ですが、市瀬第2団地以外は建設後一度も額の見直しが制定されていないという点でございます。

5ページをお願いいたします。

結果として記載してしておりますが、先ほど申しましたように、共益費などの電気代に加え、設備の維持管理費を共益費として徴収している自治体は県内では佐々町のみでございまして、他市町と比べましても佐々町の入居者負担は大きく、低所得者世帯を中心に共益費が負担となっている世帯も少ないということからも、入居者の負担軽減を図るべく他市町と同様に設備の維持管理費は行政負担にするほうが望ましいと考えております。

資料の6ページをお願いいたします。

改定後の1月当たりの額については、1の表で「見直し案」と記載しているとおりでございまして、佐々町口石団地が現行1,700円から300円、末永団地が現在1,700円から400円、市瀬第2団地が現行800円から200円、牧崎団地C棟が現行2,800円から800円、神田団地が現行1,900円から600円、里山団地が現在1,700円から400円と一律減額改定となります。

資料7ページをお願いいたします。

共益費の改定に伴い関連する条例を見直す中で、佐々町営住宅条例、入居者の費用負担義務第22条、及び佐々町特定公共賃貸住宅条例、入居者の費用負担義務第20条2号に汚物及びじんかいの処理費用に要する費用を規定している条文がありますが、汚物に関しては過去には汲取りをしている団地もありましたが、現在は汲取りをしている団地がなく、今後、団地を新築する場合でも汲取り式は法令により禁止されていますので、今後は、この条文に該当する団地は発生しないものと考えております。従いまして、この汚物に関する部分は今回の共益費改定に係る改正とあわせて削除させていただきたいと思っております。

それでは、議案のほうをお願いいたします。朗読させていただきます。

佐々町営住宅条例等の一部を改正する条例。

第1条、佐々町営住宅条例（平成9年佐々町条例第24号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

中身の改正ですけれども、第22条では、入居者の費用負担義務を規定しておりますが、まず、第2号につきましては汚物に関しまして、今後、汲取りをする団地が発生しませんので、今回、入居者費用負担義務から削除するものでございます。

続きまして、下の同条3号でございますけれども、共益費改定に伴い全ての設備維持管理費用を行政負担とすることにあわせて、「又は維持、運営」の部分削除し、使用に係る電気代などを入居者負担とする改正となります。

次のペーをお願いいたします。

第2条、佐々町特定公共賃貸住宅条例（平成9年佐々町条例第25号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等につきましては、朗読を省略させていただきます。

こちらの条例は、口石団地の特定公共賃貸住宅を規定した条例になりますが、20条第2項の内容につきましては、先ほど説明した部分になります。下の3号につきましても入居した負担義務から維持管理費を外すことに伴う改正でございます。

附則。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

あと4分ほどで12時になりますけれども、この27号が終了するまで続けさせていただきます。質疑を行います。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

特公賃の条例改正についてお尋ねします。22条にそれぞれ住宅と同じく特公賃の住宅についても、それは分かるんですけども、特公賃の条例の16条に同じような入居者の負担額というのがあるんですけど、これを規則で定めるって、この関係はどうなるのかなと思ってですね。二重に条項があるもんですから。この条例に出ているのは20条の入居者の費用負担義務というところで、公営住宅と同じような文言での削除をしてあるんですけども、同じく16条、入居者の負担額については規則で定めるって書いてあるものですから、その関係について答弁願います。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します。

（11時58分 休憩）

（11時59分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

すみません、先ほど御質問の第16条の入居者負担額につきましては家賃をうたったものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

それは分かりました。特公、その16条関係の負担額は規則で定めるといいますから、規則の第何条に書いてあるかちょっと御答弁願います。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します。

（12時00分 休憩）

（12時03分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

すみません。今の御質問ですけれども条例の16条で入居者の負担が家賃分にかかりますけれども、その分が規則の第16条の入居者の負担額通知書により通知を行っておりますけれども、現在、口石団地の分の特公賃の分が家賃の改定をして安くしておりますので、その後、その分の規則は今のところできていないような状況でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

ということは、条例規則にないものの徴収しているということですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

家賃の決定については、別のところでしております。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

別のところって言われても、ちょっと私も分かんんですけども、私はここに条例とか規則と

かにのっとして執行されておると認識しているもんですから、別のところとはどういうところでしょうか。よく協議して答弁していただきたいんですけど。

議 長（淡田 邦夫 君）
しばらく休憩します。

（12時05分 休憩）
（12時13分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
調査に若干時間がかかりますので、昼食休憩といたします。
1時15分まで暫時休憩といたします。
しばらく休憩します。

（12時14分 休憩）
（13時14分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
建設課長のほうから答弁していただきます。
建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

すみません。質問に対して時間をとって申しわけありません。特公賃の家賃について回答させていただきます。

特公賃の家賃につきましては、特公賃条例の第16条の規定に基準額として家賃を算定し、所得に応じて入居者の負担額とするとして、実質支払う家賃額を設定しておりました。

また、特公賃条例第14条で家賃の減額期間が20年であるということから、入居者負担額を算出しておりました。しかし、この特公賃の実質家賃につきましては、平成29年度に管理開始後20年を経過したために減額ができなくなりましたので、平成29年度に家賃の算定を一律に改定しており、その際、特公賃条例第16条に付属する規則を廃止しております。このとき、条例第16条は、今後特公賃の住宅が建築される可能性もありますので、そのままとなっております。しかし、現状適用例はないものになっております。したがって、特公賃の家賃につきましては、現在は第12条の規則で定められ、規則第11条別表により決定しております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第27号 佐々町営住宅条例等の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第7 議案第29号 佐々町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第7 議案第29号 佐々町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件を議題とします。執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第29号 朗読）

中身につきましては水道課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

まず、資料のほう、添付しております資料のほうを御覧ください。資料のほうには、地方自治法とそれから下のほうには地方公営企業法ということで記載をさせていただいております。

今提案理由にもありまして、和解と損害賠償の額の決定について、町長の専決処分の指定につきましては、資料の裏面ですけれども、こちらに町長の専決処分の指定に関する条例ということでつけさせていただいているところです。これの第2条の第1号と第2号になります。1件100万円以下のものの和解、それから第2号のほうは1件100万円以下の損害賠償の額を定めることということで、この2つにつきまして、町長において専決処分することができるというふうに、地方自治法の規定に基づいて町長の専決処分ができるものを和解と損害賠償のことを定めてあるものです。

これに対しまして、真ん中よりちょっと下の赤字になっておりますところ、地方公営企業法ですけれども、地方公営企業に関しましては、その第40条第2項のところ、ちょっとマーカーが薄くて見にくいかもしれませんが、和解、それから損害賠償の額の決定については、条例で定めるものを除き、地方自治法の規定は適用しないということになっておりまして、地方公営企業法では、この和解と損害賠償の額の決定については、法の組み立てとしては、まず議決は不要というふうになっております。しかし、一番下ですけれども、佐々町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例、これが今の条例ですけれども、こちらの第6条の第2号と第3号、ここで和解に関することと損害賠償の額を定めること、これについては、議決を要しますということで条例で定めているということになっております。さきの12月議会において水道

課職員の交通事故によります和解と損害賠償の額の決定について、金額は少額でしたけれども、これについて議決をいただいたというのがこの条例に基づいて議決が必要でしたので、議決をいただいたというふうなことになっております。

今回の条例改正の提案につきましては、今申しましたとおり、地方自治法の町長の専決事項と同様の金額をもって、それを超えるものについて議決が必要というふうに合わせさせていただきたいということでの提案ということになります。

議案書のほうに戻っていただきまして、1枚めくっていただきまして、条例のほうを御覧ください。佐々町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、佐々町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（令和元年佐々町条例第28号）の一部を次のように改正する。

条項の改正等。次の表の改正前の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。ということで、改正前ですけれども、先ほど説明しましたように、第6条の第2号と第3号は金額の定めがなく、全ての和解、それから損害賠償の額の決定について議決が必要というふうな規定になっておりますところを改正後ですけれども、金額がそれぞれ100万円を超えるものというふうに改めさせていただきたいというところでございます。それと、表現ですけれども、地方公営企業法の規定の表し方、それと他自治体の例を参考にさせていただいて、本町が当事者である和解でというふうな表現、それから、第3号、法律上本町の義務に属する損害賠償の額というふうに表現自体も改めさせていただいております。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第29号 佐々町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第8 議案第30号 令和3年度 佐々町一般会計補正予算（第17号） —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第8 議案第30号 令和3年度佐々町一般会計補正予算（第17号）を議題とします。執行の説明を求めます。

町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第30号 朗読）

中身につきましては企画財政課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。1款町税、補正額181万9,000円、計15億5,657万6,000円。

1項町民税、補正額80万1,000円、計7億3,291万2,000円。2項固定資産税、補正額29万4,000円、計6億5,945万6,000円。3項軽自動車税、補正額72万4,000円、計5,320万8,000円。

2款地方譲与税、補正額200万円、計5,403万6,000円。2項自動車重量譲与税、補正額200万円、計3,800万円。

6款法人事業税交付金、補正額4,000万円、計5,540万円。1項法人事業税交付金補正額、計とも同額です。

7款地方消費税交付金、補正額4,000万円、計3億2,800万円。1項地方消費税交付金補正額、計とも同額です。

9款地方特例交付金、補正額1,900万円、計4,776万4,000円。2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、補正額1,900万円、計3,150万円。

10款地方交付税、補正額1億2,595万5,000円、計18億5,524万9,000円。1項地方交付税、補正額、計とも同額です。

12款分担金及び負担金、補正額減額45万5,000円、計5,355万3,000円。1項負担金、補正額減額45万5,000円、計5,105万4,000円。

13款使用料及び手数料、補正額減額158万5,000円、計1億9,972万4,000円。1項使用料、補正額減額208万3,000円、計1億5,560万5,000円。2項手数料、補正額49万8,000円、計4,411万9,000円。

14款国庫支出金、補正額4,924万9,000円、計14億8,319万5,000円。2項国庫補助金補正額4,925万3,000円、計7億4,536万5,000円。3項委託金、補正額減額4,000円、計303万9,000円。

2ページお願いいたします。

15款県支出金、補正額減額2,223万8,000円、計7億6,682万8,000円。1項県負担金、補正額減額210万2,000円、計3億4,957万6,000円。2項県補助金、補正額減額1,948万2,000円、計3億7,780万3,000円。3項委託金、補正額減額65万4,000円、計3,944万9,000円。

16款財産収入、補正額701万円、計2,780万8,000円。1項財産運用収入、補正額315万7,000円、計1,981万7,000円。2項財産売払収入、補正額385万3,000円、計799万1,000円。

17款寄附金、補正額減額181万1,000円、計1,452万9,000円。1項寄附金補正額、計とも同額

です。

18款繰入金、補正額減額1,941万1,000円、計3億6,562万3,000円、1項基金繰入金、補正額、計とも同額です。

20款諸収入、補正額減額733万9,000円、計1億3,069万4,000円。1項延滞金、加算金及び過料、補正額127万6,000円、計252万6,000円。4項雑入、補正額減額861万5,000円、計7,816万2,000円。

21款町債、補正額減額890万円、計5億2,360万円。1項町債補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額2億2,329万4,000円、計77億4,667万2,000円。

3ページをお願いいたします。

歳出。1款議会費、補正額減額153万5,000円、計7,237万5,000円。1項議会費、補正額、計とも同額です。

2款総務費、補正額減額2,109万1,000円、計7億2,395万5,000円。1項総務管理費、補正額減額1,916万7,000円、計5億7,553万円、2項徴税費、補正額減額118万8,000円、計6,938万9,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正額減額10万7,000円、計4,710万7,000円。4項選挙費、補正額減額62万9,000円、計2,919万6,000円。

3款民生費、補正額減額2,062万6,000円、計24億7,465万1,000円。1項社会福祉費、補正額減額1,313万4,000円、計9億8,216万8,000円。2項児童福祉費、補正額減額749万2,000円、計14億9,228万3,000円。

4款衛生費、補正額減額1,578万3,000円、計8億884万円。1項保健衛生費、補正額減額1,214万5,000円、計4億6,777万円、2項清掃費、補正額減額363万8,000円、計3億3,455万1,000円。

6款農林水産業費、補正額減額1,213万円、計3億703万2,000円。1項農業費、補正額減額1,193万5,000円、計2億9,720万6,000円。2項林業費、補正額減額19万5,000円、計962万6,000円。

7款商工費、補正額減額3,312万8,000円、計3億795万3,000円。1項商工費、補正額、計とも同額です。

8款土木費、補正額減額2,395万3,000円、計8億757万円。1項土木管理費、補正額減額1,386万円、計7,789万9,000円。2項道路橋梁費、補正額減額2,657万2,000円、計1億7,220万4,000円。3項河川費、補正額減額156万4,000円、計5,266万7,000円。5項都市計画費、補正額2,868万3,000円、計4億6,359万円。6項住宅費、補正額減額1,064万円、計4,120万8,000円。

4ページをお願いいたします。

9款消防費、補正額減額360万円、計2億1,044万4,000円。1項消防費、補正額、計とも同額です。

10款教育費、補正額減額1,557万8,000円、計6億3,272万7,000円。1項教育総務費、補正額減額62万6,000円、計1億957万6,000円。2項小学校費、補正額減額338万7,000円、計1億6,329万8,000円。3項中学校費、補正額減額326万2,000円、計8,827万9,000円。4項幼稚園費、補正額11万1,000円、計1億1,495万3,000円。5項社会教育費、補正額減額614万2,000円、計1億2,280万8,000円。6項保健体育費、補正額減額227万2,000円、計3,381万3,000円。

11款災害復旧費、補正額減額91万4,000円、計4,541万1,000円。1項農林水産施設災害復旧費、補正額減額91万4,000円、計1,869万9,000円。2項公共土木施設災害復旧費、補正額ゼロ、計2,671万2,000円。

13款諸支出金、補正額3億7,122万7,000円、計8億1,727万4,000円。1項基金費、補正額、計とも同額です。

14款予備費、補正額40万5,000円、計1,216万2,000円。1項予備費、補正額、計とも同額です。歳出合計、補正額2億2,329万4,000円、計77億4,667万2,000円。

5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正、追加、2款総務費、1項総務管理費、事業名、転出・転入手続きワンストップ化に伴う住民記録システム改修事業、金額270万6,000円、これについては、令和4年12月完了見込みとなっております。

3款民生費、1項社会福祉費、事業名、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業、金額8,120万円、これについては、申請期限が非課税世帯につきましては、通知書発行後3か月以内、家計急変世帯については、令和4年9月末が申請期限ということになっております。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、事業名、子育て世帯への臨時特別給付金事業、金額691万2,000円、これについては、申請期限が令和4年4月末ということになっております。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名、ため池劣化状況評価事業、金額260万円、これについては、令和4年12月末完成予定ということになっております。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名、ため池ハザードマップ作成事業、金額160万円。これにつきましては、令和4年6月末完成予定ということになっております。

続いて、7款商工費、1項商工費、事業名、営業時間短縮要請協力金事業、金額1,520万9,000円。これは、申請期限が令和4年4月28日までということになっております。

続いて、8款土木費、3項河川費、事業名、佐々川ハザードマップ作成事業、金額1,000万円。この事業については、令和4年6月中旬完成の予定となっております。

続いて、8款土木費、5項都市計画費、事業名、公園施設長寿命化事業、金額3,500万円、これについては、国の補正予算の第1号によるものでございまして、完成が令和4年11月末の完成予定となっております。

続いて、10款教育費、5項社会教育費、事業名、文化会館非常用自家発電機更新事業、金額1,200万円、この事業については、令和4年7月末の完成予定ということになっております。

以上、9事業合計で1億6,722万7,000円ということになっております。

続いて6ページをお願いいたします。

第3表地方債補正。追加。

起債の目的、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、公園施設長寿命化対策事業、限度額1,500万円。

起債の方法、普通貸借又は証券発行。

利率、年2.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

この事業につきましては、さきの繰越明許にあがっております公園施設長寿命化事業に伴いまして、繰越事業となるものでございます。充当率は100%、交付税が50%の措置となっております。

続いて、変更です。

起債の目的、公共施設等適正管理推進事業債、市町村役場機能緊急保全事業、補正前限度額4,690万円。

起債の方法、普通貸借または証券発行。

利率、年2.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

補正後限度額4,380万円、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じでござい

ます。

続いて、起債の目的、災害復旧事業債、3年災河川等災害復旧事業、補正前限度額500万円、補正後限度額800万円。これについては、単独事業分の起債の増ということになっております。

続いて、起債の目的、災害復旧事業債、元年災河川等災害復旧事業、補正前限度額140万円、補正後限度額470万円。これについては、元年災の災害の分でございますけれども、補助事業の分の起債の増額ということになっております。

続いて、起債の目的、災害復旧事業債、3年災農地等災害復旧事業、補正前限度額320万円、補正後限度額390万円。これについては、単独分の起債の増ということになっております。

続いて、公共施設等適正管理推進事業債、長寿命化事業（道路舗装補修）補正前限度額4,140万円、補正後限度額3,740万円。

起債の目的、緊急自然災害防止対策事業債、自然災害防止事業（道路防災事業）、補正前限度額2,890万円、補正後限度額1,390万円。これについては、一部事業の令和3年度での事業の見送りを行った関係で、1,500万円の減ということになっております。

続いて緊急浚渫推進事業債、浚渫推進事業（河川事業）、補正前限度額900万円、補正後限度額850万円。

続いて、起債の目的、公営住宅建設事業債、公営住宅改修事業、補正前限度額1,010万円、補正後限度額190万円。

続いて、緊急防災・減災事業債、文化会館非常用自家発電機更新事業、補正前限度額1,200万円、補正後限度額1,190万円。これについては、繰越事業となったことによりまして、町債の整理を行ったものでございます。

次の7ページ、8ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括については、割愛をさせていただきます。

9ページ以降をお願いいたします。今回の17号の補正予算につきましては、決算を見越した最終補正として編成をしております。歳入につきましては、まず一般財源につきましては、最終の収入見込みを立てまして、一方特定財源につきましては、事業執行状況などに応じて増減を計上しております。また、歳出につきましては、執行残の整理、投資的事業、コロナ対策、またコロナの影響による減額などが主な補正予算の内容となっております。

それでは、企画財政課所管として、10ページをお願いいたします。

10ページは、譲与税交付金関係でございますけれども、こちらについては、決算の見込みを立てまして、増額の補正を計上いたしております。

11ページをお願いいたします。

11ページ上段が新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金ということで、1,900万の増額をしております。これについては、コロナの感染症の影響によりまして、中小事業者に対する固定資産税の減免等による減収を補填するものでございまして、これは、町の税務課の調査の報告をもとに今回増額の補正を計上いたしております。

その次、その下でございますけれども、地方交付税、1億2,595万5,000円計上いたしております。これについては、国の補正予算（第1号）に伴います措置でございまして、普通交付税の追加交付の決定がっております。その内容としましては、臨時経済対策事業と臨時財政対策債の償還費ということで、あがっております。それから、当初交付決定時の調整額の復活ということで、併せて1億2,595万5,000円が追加交付ということになっております。

それから、14ページをお願いいたします。

14ページ国庫補助金の中で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というのが何行か出てきておりますけれども、これについては、今年度の令和3年度の臨時交付金ということで、合計で3,650万6,000円を事業に応じて配分をしております。これについては当初予算の事業とその後の営業時間短縮要請協力金事業など、予算額で按分して充当をしております。

ございます。

ページ、20ページをお願いいたします。

基金繰入金の減額を計上いたしております。これについては、基金を充当しておりました事業の執行状況によりまして、それぞれ減額の繰入れの計上を行っているものでございます。

それから、最後、50ページをお願いいたします。50ページです。

積立金でございますけれども、まず1つ目の減債基金積立ということで、7,257万5,000円、これを先ほど申しました交付税のところで申しましたけれども、今年度の措置ということで、令和3年度の臨時財政対策債の分の償還分に充てなさいということで、国から交付税の措置があつておるものでございます。これが7,257万5,000円ということで、この分を減債基金に積立てを行いまして、毎年令和4年度以降の返済に取り崩して充てていくというものでございます。

それから、その下、下水道整備基金の積立てということで、今回1億円の計上をいたしております。公共下水道事業会計の補助の財源として積み立てるものでございます。補正後残高としましては、3億1,497万1,000円と、3月補正後の残高ということになっております。

続いて、その下、公共施設整備基金への積立てというところで、1億9,900万円の計上を行っております。これは、今後の公共施設の整備ということで、当面はごみ処理施設の基幹的設備改良事業、それから、まだ予算にあがっておりませんが、今後の給食センターの建設の事業費への財源として、積立てを行っております。3月補正後の残高につきましては、20億9,920万3,000円という見込みになっております。

企画財政課からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

各課長から説明があれば許可します。

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

それでは、すいません。5ページを開いていただければと思いますけれども、先ほど企画財政課長のほうからも説明がありましたように、令和4年12月の完了見込みということで、このまず1行目のところですけれども、転出・転入手続きワンストップ化に伴う住民記録システム改修事業ですけれども、これは、国のほうの取り組みで、マイナンバーカードの利活用環境の拡大といった観点から、進めていかれるものでございまして、マイナンバーカードの所有者がマイナポータルからオンライン上で転出届、転入予約を行い、転入地の市町村はあらかじめその通知を受け取って、転出情報等をもとに事前準備をして、転出、転入の手続の時間短縮化を図ると、ワンストップ化を図ろうという取り組みでございます。今回、国の補正でこれが追加になっておりますけれども、令和5年度以降のスタートということで国が想定したものを令和5年1月からのスタートに少し前倒しをする関係で、今回、このような形で今回の3月補正で計上させていただき、繰越明許費を計上させていただいたところでございます。

それから、2点目の下の住民税非課税世帯への臨時特別給付金事業、先ほど説明がありましたように、申請期限、令和4年の9月末ですけれども、これは、冒頭の町長報告、行政報告の中でも御説明をさせていただいたとおり、全体1,900件ですけれども、800件の繰越明許を想定しているところでございます。

それから、3点目ですけれども、子育て世帯への臨時特別給付金事業ですけれども、これにつきましても、同様に行政報告の中で御報告をさせていただいておりますけれども、新生児、生まれた方のところや離婚により養育をしている保護者に給付金が届いていないとかいう、そういった新たなケース等も含めて、申請が4月以降になる事案も想定されることから、一応69件の年度内申請が見込めない人数を見込んで、今回繰越明許費を計上させていただいたところ

でございます。

それから、予算書の14ページをお開きいただければと思いますけれども、この14ページにつきましては、組替えということになります。14ページの上段、説明書きのところ、1行目と2行目という格好になりますけれども、子育て世帯への臨時特別給付金事業の減額2億8,290万というのがあります。その下に、事務費補助金の減額248万8,000円というのがありますけれども、この2つ分については、その下の下ぐらいになりますけれども、2億8,538万8,000円というのがありますが、これにつきましては補助金の名称並びに事務費と事業費というのを区分せずに補助金が交付されることになりましたので、こういった格好での予算の組替えを行っているところでございます。

それから、飛びますけれども、31ページになります。31ページのちょっと中ほどになりますけれども、18節負担金、補助及び交付金の説明欄の一番下のところです。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例補助金ということで、これにつきましては、一般質問等でもございましたけれども、この処遇改善に係る補助金ですけれども、国が定める3%、いわゆる9,000円程度の処遇改善を進めるというものでございます。保育所等については、年齢区分ごと、幼児年齢の区分ごとにそれぞれ定員の規模とかそういった格好での基準額が設けられておりまして、現時点では、3つの私立保育園と私どもの町立の保育所分として基準額満額で補正予算を計上させていただいているところでございます。それが205万1,000円ということになります。制度としましては、さきにも御説明しましたけれども、2月、3月の基本給を引き上げるか、もしくは2月、3月分として手当として支給をするか、そういった格好での処遇改善が求められておりまして、その対応を行った保育園等について、令和4年度も引き続き交付するというふうな処遇改善の制度となっているところでございます。令和4年度につきましては、9月までそういった格好で処遇改善のこういった補助金を出すと。10月からは公定価格に反映させるというふうなことに制度としてなっているところでございます。

1枚ちょっと戻っていただきますと、30ページのちょうど中ほどに、12節委託料のところ、その下のほうに放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業委託料というふうにして、52万8,000円あげておりますけれども、いわゆる学童保育についても同じような対応がなされておりますので、同じような制度内容による補助金ということになります。

住民福祉課関連は以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、5ページのほうをお願いいたします。

5ページの一番下のほうになります文化会館非常用自家発電機更新事業でございます。こちらにつきましては、財政課長のほうからもありましたように、令和4年の7月までを目標として繰越しをさせていただきたいと思っております。原因につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、部品、部材等の遅れが生じており、繰越しをお願いするものでございます。

それから、12ページをお願いいたします。

教育使用料でございます。こちらコロナ関連に伴いまして、施設の閉鎖等を行っておりますので、そういったことで減額となったものを補正させてもらっております。

15ページをお願いいたします。

幼稚園費補助金でございます。先ほど住民福祉課長のほうからもありました保育士等処遇改善臨時特例交付金のものですが、これが幼稚園分になります。新型コロナウイルス感

感染症の対応ということで、保育士等の処遇改善のためのものがございます。

歳出のほうでは、46ページをお願いいたします。

46ページの一番上段に11万1,000円、こちらのほう計上させてもらっております。こちらのほうが歳出のほうになります。

教育委員会は以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

特に金額の大きなものを御説明申し上げます。歳入の19ページでございます。

財産収入、16款2項2目の1節物品売払収入の中の資源ごみ再資源化収入306万5,000円の増、これにつきましては、幾つかある再資源化のごみの中で、鉄とアルミにつきましては単価が増加したということが主な要因となっております。

歳入は以上です。

歳出の31ページでございます。歳出31ページの予防費のところでは。

4款1項2目予防費の12節委託料、予防接種業務委託料、減額の756万8,000円、これにつきましては幾つかあるワクチン接種の中で主なものとして、日本脳炎ワクチンの全国的な供給不足によりまして、実施見込みが減少したこと、それから、もう一つがコロナワクチン接種が進んでおりましたところで、昨年度よりもインフルエンザワクチン接種希望者が減ったということが要因となったものでございます。大きなものはその2つの予防接種分でございます。

それから、次のページの32ページの中の6目の健康相談センター施設管理費の中の備品購入費132万2,000円の減額。これにつきましては、昨年、御説明は申し上げとったんですけども、公用車を2台購入するというので、軽自動車ですけれども済んでおりましたが、入札の執行残ということで減額となっております。

最後でございます。33ページでございます。

4款衛生費2項清掃費の2目塵芥処理費の中の需用費、修繕料300万円の減額でございますが、これにつきましては、入札執行残及びその他修繕として執行したものの執行残、それから、緊急的なものとして、少し予算を保留したものであるということで300万円だけ減額をさせていただいております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

歳入のほうで、すみません、19ページをお願いいたします。

財産の貸付収入、土地建物貸付収入ということで300万円ほど上がっております。長期貸付につきましては、賃料算定に係る単価の見直しを行っております。具体的に言えば、路線価の適用と賃料料率の改定です。まず、1.4%で貸しておりましたけど5%ということで、借上げを、ちょっと料金を上げさせていただいております。短期の部分で300万円ほどあがっておりますけど、こちらは、主なものはNEXCO西日本、サンビレッジの北側を貸しておりますので、その分の今年度分ということで150万円ほど含まれております。

続きまして、歳出をお願いいたします。

24ページの3目の財産管理費で、11節役務費で2万9,000円ということで建物災害共済保険

料、細かい数字でございますが、これは全体的に影響しますので私のほうが御説明いたしますと、契約当初の共済単価が長年そのままの基準になっておりまして、それを年度途中で適正な共済金額で再計算したため、若干上がっております。一応、2月、3月分の共済費分から上がっておりますが、全体が上がったわけではございません。ただ、新年度予算には影響していくかと思っております。ほかのところにも共済費の見直しがプラスで出ておりますので、よろしくお願ひいたします。

あと、すみません。次のページ、25ページです。

8目の電子計算費で、12節の委託料で156万2,000円ということであっておりますが、これは住民福祉課長のほうから説明がありましたとおり、総合行政システムのワンストップサービスの部分が270万円ほど入っております。減額のほうが、自治体セキュリティクラウドの移行業務、こちらの分が減額が入っております、結果、156万2,000円という金額になっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

すみません。議案書の5ページをお願ひいたします。

下から3番目ですけれども、佐々川ハザードマップ作成事業の繰越明許費ですけれども、計画降雨から想定最大規模降雨に拡充されたことを受けまして、建設課のほうでハザードマップの作成をすることになっておりますけれども、当初、2月上旬に作成にかかる住民説明会を実施することとしておりましたけれども、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から説明会を4月下旬に延期することにより、年度内完成が困難となりましたので、繰越しをお願ひするものでございます。財政課長が説明されましたように、6月中旬の完成を予定しております。

その下の公園施設長寿命化事業の3,500万円ですけれども、この分につきましては、国の一次補正予算が12月にありまして、令和4年度予定の公園を前倒しで実施することになりました。交付申請が1月下旬になったものですから、工期の関係で年度内の完成が困難となりましたので繰越しをお願ひするものでございます。これは11月末の完成予定でございます。

これに関連いたしまして、15ページですけれども、国庫支出金の都市計画費補助金として、公園事業で1,500万円を増額させていただいております。

22ページですけれども、土木債の都市計画債として1,500万円、起債の分を増額させていただいております。

40ページをお願ひいたします。

土木費の委託料ですけれども、入札執行残によって438万7,000円、工事請負費につきましても2,186万円を増額させていただいております。

41ページの土木費の工事請負についても執行残と、この分については、公園の分の工事費として増額をさせておりました、差し引きまして3,375万5,000円を増額をさせていただいております。

次の42ページの土木費の住宅の委託料につきましては、入札執行残のため減額をさせていただいております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにありますか。

（「なし。」の声あり）

これから質疑を行います。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

ないということは失礼にあたるので質問します。

全体的に減額が多いようなんですけれども、減額の要因は、やはりコロナ対策で事業ができなかったということが主なのかどうなのか。そこら辺をはっきりして、当初、夢を描いて当初予算を組んだんですが、できなかったということは非常に残念でありますので、繰越しも多くなっているようでございますけれども、そこら辺の減額はやっぱりコロナの影響が多かったのか、事務が滞ったのか、そこら辺のところをちょっとお聞かせください。

それから、19ページのほうに社会教育寄附金が100万円ほどございますけども、これにつきましては、ずっと100万円の歳入を見とったら図書館のほうに100万円という数字があったんです。ですから、図書館費のほうに充当なさったのかと思ひまして見てみたら、寄附金の使い方じゃなくて、私がそこだろうと思って質問するんですけど、会計年度任用職員の減額とか、図書館の講演会の減額ということで、もしそうであれば、寄附した方の目的に沿った、どういう目的でなさったかはわかりませんが、一般財源を増やしてそれを充当したということだったらいかがなものかと思ひまして、そこら辺の実態について御答弁を願います。

それから、先ほどもずっと各条例の議案の中でお尋ねしとったんですが、督促手数料、ずっと見てみたら、土木とか、総務とか、いろいろ手数料を取ってあるんですけど、やはり事務の手間を考えれば、全体的なことなんですけども、やはり督促手数料を取らずに、本体の本税をちゃんととっていきような方向転換の考えもあるのではないかということで、これは1年かかって検討しても結構ですけども検討していただきたいという、これはもう要望なんですけども。督促して、果たしてそれがチェックできているのかという疑問が、時代が変わって、コンビニに収納とか、銀行窓口とか、連絡をちゃんとして徴収できていけばいいんですけども、なかなかそこまでは多分いっていないだろうと思うんです。ですから、督促は督促でささなくちゃいかんですけど、手数料を徴収する自体の検討をお願いしたい。

2つと、1つは要望です。お願いします。

議長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

まず、1点目の減額の要因ということで、主な要因でございますけれども、まずコロナの影響によるもの、これは各費目の旅費であったり、会合ができないとか、あと、使用が少なかったための需用費の減とか、そういうものがありますけれども、コロナの影響によるもので1,377万4,000円の減額というふうになっております。

また、一方で、コロナ対策、営業時間短縮要請とか、飲食店応援とかありますけれども、そういうコロナ対策の実績による減額が3,202万7,000円ということになっております。

また、それ以外では、投資的事業というところで、投資的事業の主な減額のところでは、庁舎建設事業でありますとか、道路新設改良費の減額とかありますけれども、その部分で、投資的事業だけで4,014万5,000円の減額ということになっております。これは公園施設長寿命化の3,500万円も入れて4,014万5,000円の減額ということになっております。

あとは、それぞれ扶助費、補助費等も減額とはなっております。もちろん物件費につきまし

ても、約2,500万円の物件費の減額ということで、執行残ということで整理をさせていただいております。

よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

須藤議員がおっしゃるように、やはり3月というのが、最後の締めをやるわけでございますけど、なかなか見通せなくて、予算要求の段階でよく精査をすればいいんですけど、そこら辺もまだできていないところもあるわけです。先ほど申しましたように2,500万円というのも、物件費関係もあるということでございます。これができればよかったですけど、できなかったのもあるし、コロナの影響も多々あると思いますけど、それから、国の12月の補正があって繰越しが出てきたということもありますけど、全体的にもう少し職員の方についても要求段階でもう少し精査していただくように、これからも指導しなければならないと思っていますので、どうぞよろしくお願申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、19ページの社会教育寄附金で100万円の件でございますけれど、確かに図書館のほうで寄附をいただいた方からの要望といたしまして、図書館の事業で使っていただきたいということでの要望をいただいて、図書館費のほうへ充当したということになります。

使用の方法は、図書館等の備品と図書等のほうで使わせていただいたということになります。以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

副町長。

副 町 長（中村 義治 君）

先ほど督促手数料ということで9番議員さんのほうが言われましたけれども、言われますとおり、本税つきましては努力をしたいと思っておりますし、督促の手数料につきましては、今、各課で収納対策会議を行っておりますし、今月の末にも計画をいたしておりますので、その中で検討させていただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

ぜひ本税を取るように、検討を対策会議でということでございますので、よく検討していただきたいと思っております。

そして、社会教育の件については、見た目に人件費を落として一般財源にして、備品とか、図書のところは出ていないけん、実際的には、本来だったら別口で予算計上するのが普通じゃないかと思うんですよね。本人の意思はそういうことであればですね。執行がそのようにされ

たんですから言いますが、私はいかがかなと思っております。

それから、財政課長のほうから答弁しました、主なものをしました1億3,300万円ほどありまして、今、答弁いただいた計算をしたら1億円ちょっとありましたから、主な減額の要因はそれで理解できましたので了解いたしました。

これで結構です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

（「なし。」の声あり）

ないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第30号 令和3年度佐々町一般会計補正予算（第17号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

25分まで暫時休憩といたします。

しばらく休憩します。

（14時15分 休憩）

（14時26分 再開）

— 日程第9 議案第31号 令和3年度 佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、議案第31号 令和3年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第31号 朗読）

中身につきましては保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

1 ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。1款国民健康保険税、補正額55万9,000円、計2億2,642万7,000円。1項国民健康保険税、補正額、計ともに同額でございます。

2款使用料及び手数料、補正額減額5万円、計15万円。1項手数料、補正額、計ともに同額でございます。

3款県支出金、補正額7,268万3,000円、計11億5,271万1,000円。1項県補助金、補正額、計ともに同額です。

5款繰入金、補正額減額197万円、計1億116万2,000円。1項他会計繰入金、補正額、計ともに同額です。

7款諸収入、補正額68万7,000円、計85万9,000円。1項延滞金、加算金及び過料、補正額82万3,000円、計82万5,000円。3項雑入、補正額減額13万6,000円、計3万3,000円。

歳入合計、補正額7,190万9,000円、計15億1,414万1,000円。

続いて、歳出です。

1款総務費、補正額減額27万1,000円、計873万9,000円。1項総務管理費、補正額減額13万6,000円、計593万円。3項運営協議会費、減額13万5,000円、計7万2,000円。

2款保険給付費、補正額7,055万円、計11億828万9,000円。1項療養諸費、補正額6,876万1,000円、計9億5,956万5,000円。2項高額療養費、補正額474万5,000円、計1億4,311万4,000円。4項出産育児諸費、補正額減額295万6,000円、計460万8,000円。

4款保健事業費、補正額減額111万3,000円、計2,242万3,000円。1項保健事業費、補正額、計ともに同額です。

8款予備費、補正額274万3,000円、計475万9,000円。1項予備費、補正額、計ともに同額です。

歳出合計7,190万9,000円、計15億1,414万1,000円。

2ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括につきましては割愛をさせていただきます。

3ページを開けていただけますか。

まず、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税ですけれども、これにつきましては、滞納繰越分の収納見込みを当初予算計上時において16%の収納率を見込んでおりましたところ、税務専門員の指導等によって納税相談あるいは滞納整理を実施した結果、今年に入って2月末現在の収納率が21.22%と増加しておりますので、今回、補正を行ったところでございます。合計で55万9,000円です。

続いて、3款1項1目の保険給付費等交付金でございます。1節普通交付金の7,350万6,000円につきましては、保険給付の実績に応じ、県から交付されます普通交付金について、保険給付額が増加見込みとなったことにより、交付金を補正計上したものでございます。歳出のほうにも保険給付費等についての同額の補正をさせていただいております。

続いて、4ページをお願いします。

一番上の繰入金の一般会計繰入金でございます。これにつきましては、一般会計の繰出金と同額でございます。出産育児一時金の実績見込み減によりまして、一般会計からの繰入れ予算を197万円減額するものです。令和元年度の実績が16件、令和2年度の実績が15件、令和3年度におきましては、2月末時点で実績7件となったところでございます。

続いて、5ページと6ページをお願いいたします。

まず、5ページの下段の一般被保険者療養給付費、続いて、6ページの上の一般被保険者高額療養費につきましては、歳入でもふれました保険給付費の実績見込み増に伴う増額補正分となります。歳入同額でございます。

それから、その下の2款4項1目出産育児一時金につきましては、先ほど歳入でふれておりますけれども、実績見込みによる減額補正ということになります。

最後に、一番下段の特定健康診査等事業費につきましては、新型コロナまん延防止等重点措置の対象地域に指定されたことにより、2月の追加健診を急遽中止としたところによりまして健診受診者数の減が見込まれましたので、委託料を減額して調整をいたしたところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

一見して分かるように保険給付費が大変急増しているという状況ですけれども、この要因についてどのようにお考えなのかということと、もう一つは、出産育児一時金が大幅に減っていると、4割ぐらい減っていますけれども、これについても、件数の推移について御説明がありましたけれども、この要因等も分かれば、あるいは予測、あるいは他町の状況等が分かればお答えいただきたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

2点です。

保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

5ページの一般被保険者療養給付費、それから、一般被保険者高額療養費の増額の要因ということでの要因の内容でございますけれども、こちらのほうで調べてはみましたけれども、心臓病とか、がんによる高額な医療の件数が増加したこと、それから、外来診療が増加したことがあげられますけれども、外来診療の増加につきましては、昨年9月、佐々町におきましては9月末、それから、12月末まではコロナの新規感染者ゼロというような状況でございましたが、受診控えの反動と言いますか、そういったものによるものではないかなということで、うちの課内で話をしたところでございます。

高額な医療の件数、これは高額療養費のほうに関連するわけですけれども、500万円以上の医療費の件数が、令和元年度におきましては1件、令和2年度におきましては5件、令和3年度は1月末時点で12件という実績がございましたので、大幅に増加傾向にあったということでございます。

それから、出産件数が減ったという要因につきましては、そこにつきましてはちょっと、その考察は今のところしておりませんでした。申しわけございません。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

一般被保険者の療養給付費の増についてですけれども、高額医療のほうは分かったんですけども、外来の増の中で、受診控えの反動というふうに言われたんですが、今でなくてももちろん構わないんですが、コロナ前の状況との比較等もぜひお示しいただきたいなというふうに思っておりますので、後ほどでも結構なので資料等がありましたらいただければと思います。要望しておきたいと思えます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑をこれで終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。
これから採決を行います。

議案第31号 令和3年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第10 議案第32号 令和3年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第3号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第10、議案第32号 令和3年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第32号 朗読）

中身につきましては住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

それでは、ページをめくっていただければと思います。

第1表歳入歳出予算補正。保険事業勘定、歳入。2款使用料、補正額7,000万円、計3万7,000円。1項手数料、補正額、計ともに同額です。

3款国庫支出金、補正額減額336万3,000円、計2億7,840万5,000円。1項国庫負担金、補正額401万1,000円、計2億1,522万5,000円。2項国庫補助金、減額737万4,000円、計6,318万円。

4款支払基金交付金、補正額減額1,065万9,000円、計3億1,679万5,000円。1項支払基金交付金、補正額、計ともに同額です。

5款県支出金、補正額減額470万5,000円、計1億8,033万4,000円。1項県負担金、補正額減額470万5,000円、計1億7,452万3,000円。

6款繰入金、補正額減額839万1,000円、計2億1,515万1,000円。1項一般会計繰入金、補正額減額351万2,000円、計1億8,573万9,000円。2項基金繰入金、補正額減額400万円、計2,000万円。3項他会計繰入金、補正額減額87万9,000円、計941万2,000円。

8款諸収入、補正額減額33万2,000円、計19万4,000円。3項雑入、補正額減額33万2,000円、計19万1,000円。

歳入合計、補正額減額2,744万3,000円、計12億7,044万6,000円。

すみません。次のページになります。

歳出、1款総務費、補正額減額56万8,000円、計1,528万7,000円。1項総務管理費、補正額ゼロ、計240万8,000円。3項介護認定審査会費、補正額減額56万8,000円、計1,179万1,000円。

2款保険給付費、補正額減額2,280万円、計11億7,856万2,000円。1項介護サービス等諸費、補正額減額1,120万円、計10億7,531万8,000円。2項介護予防サービス等諸費、補正額減額250万円、計2,332万7,000円。3項その他諸費、補正額10万円、計103万8,000円。4項高額介護サービス等費、補正額50万円、計3,092万5,000円。5項高額医療合算介護サービス等費、補正額230万円、計480万円。6項特定入所者介護サービス等費、補正額減額1,200万円、計4,315万4,000円。

5款地域支援事業費、補正額減額438万3,000円、計4,065万4,000円。1項介護予防・生活支援サービス事業費、補正額減額282万5,000円、計703万3,000円。2項一般介護予防事業費、補正額減額94万2,000円、計1,146万3,000円。3項包括的支援事業・任意事業費、補正額減額61万6,000円、計2,215万6,000円。

8款予備費、補正額30万8,000円、計173万3,000円。1項予備費、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額減額2,744万3,000円、計12億7,044万6,000円。

ページをめくっていただければと思います。

続きまして、第1表歳入歳出予算補正。サービス事業勘定、歳入。1款サービス収入、補正額減額52万4,000円、計202万4,000円。1項予防給付費収入、補正額、計ともに同額です。

2款繰入金、補正額減額337万6,000円、計75万5,000円。1項一般会計繰入金、補正額、計ともに同額です。

歳入合計、補正額減額390万円、計365万3,000円。

歳出、1款事業費、補正額減額343万3,000円、計322万4,000円。1項包括的支援事業費、補正額、計ともに同額です。

2款予備費、補正額減額46万7,000円、計42万9,000円。1項予備費、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額減額390万円、計365万3,000円。

次の4ページですけれども、歳入歳出補正予算事項別明細書、保険事業勘定1、総括は説明は割愛させていただきます。

まず、保険事業勘定のところですが、今回の補正は、今の説明でも、歳入歳出補正予

算のところを見ていただければと思いますけれども、保険給付費の決算を見込んでの減額補正というふうな形になっております。その減額に伴いまして、7ページのところになりますけれども、7ページのちょうど中ほど、6款繰入金ですけれども、財政調整基金の繰入金、減額の400万円ということで、今回、補正でおとしているところでございます。

歳出のところを御覧いただければと思いますが、10ページが保険給付費のところの1目から6目までございます。ここの補正で、増額、減額がそれぞれございますけれども、居宅関係にかかるものが増額となって、地域密着とか、施設等については、減額というふうになっております。伸びている居宅につきましては、訪問介護であるとか、訪問看護であるとか、そういったところが伸びてきておまして、当初予算では5,800万円程度を見込んでおりましたけれども、それが伸びて7,500万円というふうな見込みになりそうで、このような補正をさせていただいたところでございます。

要因として、正確にとらえきれているかどうか分かりませんが、新型コロナウイルス感染症拡大の関係で、なかなか施設に入った際に面会もできないとか、そういった影響もあるのではないかとというふうに、担当課ではいろいろ考えているといたしますか、分析をしているところでございます。

それから、16ページを御覧いただければというふうに思います。

歳入歳出補正予算事項別明細書、サービス事業勘定ですけれども、1、総括は割愛をさせていただきます。

めくっていただきまして、18ページになりますけれども、1目の介護予防ケアマネジメント事業費の12節委託料のところ、減額301万9,000円がございまして、地域包括支援センター支援システム導入委託料というのがございまして、これにつきましては、一応、令和3年度にシステムを導入すべく取り組みを進めて話を進めておりましたけれども、内部で協議をしていく中で、庁舎建設と合わせたほうが効率的だろうということで、最終的に、今回、減額をさせていただいたところでございます。

今回の補正予算は以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

コロナ禍ということで様々な影響が出ているのだというふうに思いますけれども、全体として見れば、要するに保険給付費が全体としてマイナスになって、その分については基金の繰入れと町からの一般会計の繰入れを削減したと、そういうふうに理解すればよいのかというふうに思うんですが、結果としては、基金の残高が保持されたというふうに考えてよいのか。

それと、もう1点は、保険給付費の中の高額医療合算介護サービス等費というのがあるんです。2ページの総括表のところですけども、これが予算の倍ぐらいに増えているんです。250万円の予算が230万円増えて480万円、決算見込みということなんでしょうけども、この中身について少し分かれば御説明いただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すみません。基金につきましては、もう御指摘のとおりでございます。今回、介護保険の

8期計画を作っておりますけれども、その分の初年度という意味でも影響が少し抑えられたというふうな形になっているところでございます。

高額療養費の合算介護サービスについては、実績ですので、細かい部分については、すみません、ちょっと私がひかえておりませんので、改めて御報告させていただければと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいでしょうか。
ほかに。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。

議案第32号 令和3年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第11 議案第33号 令和3年度 佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第11、議案第33号 令和3年度佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第33号 朗読）

中身につきましては保険環境課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

1ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入。1款後期高齢者医療保険料、補正額減額261万2,000円、計

1億992万6,000円。1項後期高齢者医療保険料、補正額、計ともに同額です。

3款繰入金、補正額5万9,000円、計4,446万6,000円。1項一般会計繰入金、補正額、計ともに同額です。

5款諸収入、補正額減額45万1,000円、計1,478万3,000円。4項受託事業収入、補正額減額45万1,000円、計1,455万3,000円。

歳入合計、減額300万4,000円、計1億6,926万円。

続いて、歳出です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額減額261万2,000円、計1億5,281万6,000円。1項後期高齢者医療広域連合納付金、補正額、計ともに同額です。

3款保健事業費、補正額48万7,000円、計531万1,000円。1項保健事業費、補正額、計ともに同額です。

4款諸支出金、補正額減額87万9,000円、計963万9,000円。2項繰出金、補正額減額87万9,000円、計941万2,000円。

歳出合計、補正額減額300万4,000円、計1億6,926万円。

2ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては割愛をさせていただきます。

3ページの歳入、それから、4ページの歳出というページを御覧ください。

まず、3ページでございます。

1款1項1目及び2目の後期高齢者医療保険料ですけれども、こちらは保険料の算定における特別徴収、それから、普通徴収の対象者の比率の実績による増減及び当初予算における広域試算額が精算見込みにより当初金額から減額したことにより、差し引き261万2,000円の保険料の減額となっております。

それから、歳入の一番下、5款4項1目受託事業収入につきましては、健診の受診者数の増加による後期高齢者健康診査受託料の増額、42万8,000円という増額があります。それから、この内訳として、高齢者の保健事業と介護予防、一体的事業というのがその次にございまして、新型コロナの影響により、事業を一部縮小したこと等による受託料の減額分、減額87万9,000円、先ほどの42万8,000円と相殺いたしますと、減額の45万1,000円というふうになります。

受託事業収入の42万8,000円の増加につきましては、個別受診者の実績ということで、令和3年度におきましては、見込みとして180人、令和2年度が72名という実績でございます。

先ほどの一体的事業につきましては、生活支援コーディネーターの本人の意向等もあって週31時間から週27時間に変更になったことも要因となっております。

それから、歳出に移ります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金261万2,000円の減額でございますけれども、これにつきましては、先ほどの歳入のところで申し上げましたとおり、同額の261万2,000円を減額という形で提出させていただいております。

それから、3款1項1目保健事業費の中段のところでございますが、これも健康受診者数の実績によりまして、増加ということでございました。支払委託料等の増額分を計上いたしております。

それから、4款2項1目他会計繰出金、一番下のところでございますが、歳入で御説明いたしました新型コロナウイルス感染症の関係で縮小した事業に係る費用等についての事業費の調整を行ったというところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。

議案第33号 令和3年度佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第12 議案第34号 令和3年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第12、議案第34号 令和3年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第34号 朗読）

中身につきましては保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

1 ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。

1 款診療収入、補正額66万2,000円、計200万9,000円、1 項外来収入、補正額、計ともに同額です。

歳入合計、補正額66万2,000円、計1,358万円。

続いて、歳出です。

1 款総務費、補正額減額10万円、計1,144万4,000円、1 項施設管理費、補正額、計ともに同額です。

2 款医業費、補正額5万3,000円、計42万7,000円、1 項医業費、補正額、計ともに同額です。

4 款予備費、補正額70万9,000円、計101万7,000円、1 項予備費、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額66万2,000円、計1,358万円。

続いて、2ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては割愛をさせていただきます。

3ページの歳入、それから、4ページの歳出を御覧ください。

歳入の1款診療収入1項外来収入でございます。この下記の1目、3目、4目、いずれにつきましても実績見込みによる補正ということになっております。

4ページを御覧ください。

一番上の1款総務費の一般管理費でございますが、医師の報償費10万円を減額しております。これにつきましては、予算計上時の診療日数の錯誤でございまして、1日分多く予算を計上しておったということで、大変申しわけございません。10万円減額させていただきます。

それから、血液検査料につきましては、決算見込みによる増ということになっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。
これから採決を行います。

議案第34号 令和3年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
本日はこれで散会といたします。
お疲れさまでした。

（15時03分 散会）